8月10日は「道の日」

道路ニュース

THE ROAD NEWS No. 605
令和２年４月号

発行所　全国道路利用者会議
〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関3-3-1
尚友会館6階
電話　03-3501-5611㈹
発行人　小林　勉
定価　20円（会員の購読料は会費に含む）

令和2年度　道路関係予算配分概要

事業費　2兆3,553億円

国土交通省道路局は、令和2年度予算の成立を受けて、3月31日に道路関係予算配分概要を発表した。

予算の配分額は、事業費2兆3，5553億円となっており、内訳は、直轄事業1兆4，365億円、補助事業7，740億円、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策1，448億円となっている。

【配分方針】

令和2年度予算においては、被災地の復旧・復興の加速、メンテナンス2巡目における計画的かつ集中的な老朽化対策の実施、防災機能の強化、生産性の向上につながる道路ネットワークの整備および安全で地域を豊かにする道路空間の構築に重点的に取り組み、施策効果の早期実現を図り、道路整備を計画的に進められるよう配分を行った。

また、事業の実施に際しては、コストの徹底した縮減や事業のスピードアップのためのマネジメント強化、新技術の活用などイノベーションの社会実装を進めるとともに、既存ストックの有効活用やオープン化（道路空間・データ等）の推進に積極的に取り組む。

あわせて、「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、引き続き2020年度までの3年間で集中的に実施する。

【配分額（事業費）】

直轄事業　1兆4，365億円
補助事業　7，740億円
防災・減災、国土強靱化のための緊急対策　1，448億円
合計　2兆3，553億円

○右記の他に以下がある。

※1．調査費、諸費等
※2．防災・安全交付金（国費10，388億円［対前年比0・79］（臨時・特別の措置を除く場合国費7，847億円［対前年比0・75］））社会資本整備総合交付金（国費7，627億円［対前年比0・88］（臨時・特別の措置を除く場合 国費7，277億円［対前年比0・87］））があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。
※3．東日本大震災からの復旧・復興対策事業（国費1，662億円［対前年比0・95］）がある。また、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として社会資本整備総合交付金（国費1，198億円［対前年度比0・98］）があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

【事業別概要】

《直轄事業》

①配分方針

直轄事業については、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を図るため、大きなストック効果の発現が見込まれる道路整備に重点投資するなど、計画的な事業実施に必要な額を配分する。

また、安全・安心の確保のための交通事故対策や無電柱化の推進などの局所的な対策についても計画的な事業実施に必要な額を配分する。

道路の維持修繕については、道路を常時良好な状態に保つため、巡回、清掃、除草、除雪等の維持作業や、定期点検及びその結果に基づく橋梁、トンネル等の計画的な修繕、緊急輸送道路の防災・震災対策、積雪寒冷地域等における雪寒対策を実施する。

②配分状況（全国）

表1を参照

《補助事業》

①配分方針

補助事業については、地域高規格道路、重要物流道路及びIC等アクセス道路等に関する予算を計上している。

令和2年度より以下の個別補助制度を創設し、配分する。

▽道路メンテナンス事業補助制度の創設
▽無電柱化推進計画事業補助制度の創設
▽土砂災害対策道路事業補助制度の創設
▽交通安全対策補助制度（地区内連携）の創設
・都府県境道路整備補助制度の創設

②配分状況（全国）

表2を参照

道路法施行令及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布

道路を取り巻く昨今の情勢を踏まえ、地方公共団体が行う一般国道の改築並びに都道府県道及び市町村道の改築について、国の負担又は補助の割合の特例を定める「道路法施行令及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、令和2年3月30日に公布された。

1．背景

道路法（昭和27年法律第180号）第49条等において道路に関する費用負担を定め、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号）第2条及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和34年政令第17号。以下「財特法施行令」という。）第1条等において一般国道・都府県道・市町村道（道の区域内を除く。）の改築について、道路法第88条及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の2の3において道道及び道の区域内の市町村道の改築について、国の負担又は補助の割合の特例を定めている。

道路を取り巻く昨今の情勢を踏まえ、交通安全対策の推進及び無電柱化の推進に係る重点的支援を実施するため、地方公共団体が行う一般国道の改築並びに都道府県道及び市町村道の改築に係る国の負担又は補助の割合の特例を定める必要がある。

2．改正の概要

財特法施行令第1条第3項第3号及び第2条第2項第3号並びに道路法施行令第34条の2の3第1項第3号において、地方公共団体が行う一般国道の改築若しくは都道府県道又は市町村道の改築で①②に該当するものに係る国の負担又は補助の割合は、一般国道にあっては10分の5・5、都府県道にあっては10分の5・5以内、市町村道（道の区域内のものを除く。）にあっては10分の7以内、道道及び道の区域内の市町村道にあっては10分の7以内とする。

①交通事故の防止を図るために必要な歩道の拡幅、路面の凸部の設置、柵の設置その他の国土交通省令で定める改築

②無電柱化の推進のために必要な電線共同溝の建設その他の国土交通省令で定める改築

直轄事業　整備局別等配分内訳表

（単位：百万円）

区分	令和2年度配分額			うち防災・減災、国土強靱化のための緊急対策			国庫債務負担行為（ゼロ国債）		
	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計	本省配分	一括配分	計
北海道開発局	103,124	97,714	200,838	558	11,451	12,009	11,276	11,859	23,135
東北地方整備局	66,173	76,088	142,261	952	9,744	10,696	7,187	4,280	11,467
関東地方整備局	183,756	104,941	288,697	1,322	23,564	24,886	7,450	1,790	9,240
北陸地方整備局	48,886	43,994	92,880	1,020	8,637	9,657	4,760	2,991	7,751
中部地方整備局	125,777	79,991	205,768	1,289	15,343	16,632	810	2,140	2,950
近畿地方整備局	114,426	75,636	190,062	1,441	15,498	16,939	3,938	1,600	5,538
中国地方整備局	81,042	65,223	146,265	1,317	16,689	18,006	1,580	2,110	3,690
四国地方整備局	58,177	51,135	109,312	7,679	18,207	25,886	3,467	1,815	5,282
九州地方整備局	105,018	60,245	165,263	1,665	8,158	9,823	4,110	1,680	5,790
沖縄総合事務局	28,799	11,155	39,954	280	—	280	3,440	—	3,440
合計	915,178	666,122	1,581,300	17,523	127,291	144,814	48,018	30,265	78,283

（注）事業費ベース
※上記の他に、調査費、諸費等がある。

表1　配分状況（全国）

（単位：億円）

		配分額
改築等		10,502
	幹線道路ネットワーク整備	8,462
	局所的な対策等	2,040
維持補修		3,864
計（①）		14,365

（臨時・特別の措置を含む場合）

	配分額
防災・減災、国土強靱化のための緊急対策（②）	1,448
計（①+②）	15,813

（注）事業費ベース

表2　配分状況（全国）

（単位：億円）

	配分額
地域高規格道路、IC等アクセス道路その他	2,130
道路メンテナンス事業補助	3,858
交通安全・無電柱化等	813
連続立体交差事業	939
計	7,740

（注）事業費ベース
※土砂災害対策道路事業は交通安全・無電柱化等に含む
※都府県境道路は地域高規格道路、IC等アクセス道路その他に含む

令和元年度「道路ふれあい月間」推進標語

『この道は　世界につづく　ゆめとびら』

“道路総合システムサービス”企業
NICHIREKI
ニチレキ株式会社
東京都千代田区九段北4-3-29　TEL03(3265)1511代表